IFRS®基準 情報要請

適用後レビュー — IFRS第13号「公正価値測定」

意見提出期限:2017年9月22日



適用後レビュー IFRS第13号「公正価値測定」

提出期限: 2017年9月22日

Request for Information *Post-Implementation Review IFRS 13 Fair Value Measurement* is published by the International Accounting Standards Board (the Board).

Submission need to be received by 22 September 2017 and should be submitted in writing to the address below, by email to <u>commentletters@ifrs.org</u> or using our 'Open for comment' page at: go.ifrs.org/comment.

All responses will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason; for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer:

The Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

IFRS Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

ISBN: 978-1-911040-48-4

Copyright © 2017 IFRS Foundation

All rights reserved. Copies of the Request for Information may only be made for the purpose of preparing submissions to the Board, provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation's copyright and set out the Board's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part, by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or kept in or retrieved from any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of IFRS Standards and other IASB publications is that published by the Board in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2732

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH.

情報要請

適用後レビュー IFRS第13号「公正価値測定」

提出期限: 2017年9月22日

情報要請「適用後レビュー IFRS 第 13 号『公正価値測定』」は、国際会計基準審議会(当審議会)が公表したものである。

意見は **2017 年 9 月 22 日**までに到着する必要があり、下記の宛先に文書で提出するか、 commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の 'Open for comment' のページ(go.ifrs.org/comment) を用いて提出されたい。

すべての回答は公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き:

当審議会、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることによって生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

IFRS 基準(国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2017 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載:本公開草案のコピーは、当審議会への意見提出を作成する目的でのみ作成できる。 そうしたコピーは、個人用又は内部用で、販売又は他の方法で配布せず、IFRS 財団の著作権を明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することを条件とする。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおける保存又は検索であれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他のIASB公表物の承認されたテキストは、当審議会が英語で公表したものである。 コピーはIFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2732

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', IFRS® ロゴ, 'IFRS for SMEs®', IFRS for SMEs® ロゴ, 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' 及び 'SIC®' がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社(会社番号: FC023235)として活動し、主たる事務所を 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
適用後レビューの背景	7
これまでに実施した作業	7
これまでに実施した作業からの発見事項	7
本情報要請(RFI)の焦点	9
今回の協議と今後のステップ	9
情報要請	10
1. 回答者の背景及び経験	10
2. 公正価値測定の開示	11
3. レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け	12
4. 非金融資産に対する最有効使用の適用	13
5. 公正価値測定に要求される判断の適用	15
6. 教 育	15
7. 影響及びコンバージェンス	16
8. その他の事項	17
RFI に対する回答	18
付録	18
付録 1 — IFRS 第 13 号「公正価値測定」の背景と当該基準から生じた主要な変更	18
付録 2 — IFRS 第 13 号が企業に開示を要求している情報について PIR のフェーズ 1 0 受け取ったフィードバック	の間に 22
付録3 ―レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付けに関して当審議会が実施 作業	した過去の 24
付録 4 ―非金融資産に対する最有効使用の適用に関して当審議会及び IFRS 解釈指針 実施した過去の作業	委員会が 27
付録 5 — 市場が活発かどうか及び観察可能でないインプットが重大かどうかの評価に PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバック	:関して 28
付録 6 — 生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関して PIR の	フェーズ 1 20

はじめに

適用後レビューの背景

国際会計基準審議会(当審議会)は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の財務報告に対する影響を評価するため、当該基準の適用後レビュー(PIR)を実施している。PIR の目的は、IFRS 財団のデュー・プロセスに示されているように、当該基準が当審議会が意図したとおりに機能しているかどうかを評価することである1。特に、当審議会は下記を評価することを目的としている。

- IFRS 第13号が要求している情報が、財務諸表利用者にとって有用かどうか
- IFRS 第 13 号の各領域が適用上の課題を示しているかどうか及び要求事項の不整合な適用が生じるおそれがあるかどうか
- IFRS 第 13 号の要求事項の作成、監査若しくは執行の際又は基準が企業に提供を要求している情報を使用する際に、予想外のコストが生じているかどうか

IFRS 第 13 号は、公正価値を定義し、単一の IFRS 基準の中で、公正価値の測定に関する枠組みを示し、公正価値測定に関する開示を要求している。IFRS 第 13 号は、どのような場合に資産、負債又は企業自身の資本性金融商品を公正価値で測定するのかを決定していない。むしろ、IFRS 第 13 号の測定及び開示の要求事項は、他の IFRS 基準がある項目を公正価値で測定することを要求しているか又は許容している場合に適用される²。この PIR の焦点は IFRS 第 13 号の影響の評価にあり、公正価値測定を要求しているか又は許容している他の IFRS 基準の影響の評価にはない。

IFRS 第 13 号は、米国の基準設定主体である財務会計基準審議会(FASB)とのコンバージェンス・プロジェクトの成果である。IFRS 第 13 号は、米国会計基準(US GAAP)のトピック 820「公正価値測定」とおおむねコンバージェンスしている。米国財務会計財団(FAF)は US GAAP の PIR に関する責任を負っている。FAF はすでにトピック 820 の PIR を完了し、トピック 820 は目的を果たしており、予想外の結果は生じていないと結論を下している3。FASB は現在、開示フレームワーク・プロジェクトの一環として、公正価値測定に関する開示についての要求事項の変更を検討している4。

6

¹ IFRS 財団のデュー・プロセスは、「IASB 及び IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブック」に示されており、下記で見ることができる。

http://www.ifrs.org/DPOC/Due-Process-Handbook/Documents/Due-Process-Handbook-June-2016.pdf

² 付録1に、公正価値測定を要求又は許容している IFRS 基準の概要を記載している。

FAF のトピック 820 に関する PIR 報告書は、下記で見ることができる。
<a href="http://www.accountingfoundation.org/cs/ContentServer?c=Document_CDocument=Foundation%2FDocument_C%2FFAFDocumentPage&cid=1176163848391&utmsource=page&utm_medium=/financial-reporting-network/insights/2014/faf-post-implement-report-address-fair-value-measure.aspx&utm_campaign=download

⁴ FASB の会計基準更新書案は、下記で見ることができる。 http://www.fasb.org/isp/FASB¥Document_C/DocumentPage?cid=1176167664088&acceptedDisclaimer=true

これまでに実施した作業

当審議会は PIR を 2 つのフェーズで実施する。フェーズ 1 は、PIR の範囲を設定するための初期的な評価で構成される。 IFRS 第 13 号の PIR に関しては、当審議会は次のことを行った。

- 潜在的に課題のある適用領域を識別するため、当審議会及び第三者の資料をレビューした。例えば、プロジェクト・サマリー及び基準の公表時に公表されたフィードバック・ステートメント、IFRS 解釈指針委員会(解釈指針委員会)への要望書、並びに開発されたその後のリサーチ及び教育資料
- 財務諸表の利用者と作成者の両方、監査法人、評価の専門家、規制機関、各国の基準設定主体、IFRS 諮問グループとの会合を開催した。会合では、利害関係者に、IFRS 第13号の適用の全体的な経験を共有し、さらに検討する必要があると考える事項を識別するよう依頼した。
- 既存の学術研究及び他の文献の範囲レビューを実施した5。
- 利害関係者が追加的なリサーチの潜在的な領域として挙げた事項のリストを編集した6。

これまでに実施した作業からの発見事項

全体的には、多くの利害関係者が、IFRS 第13号はよく機能しており財務報告に著しい改善をもたらしたと報告した。IFRS 第13号についての経験を共有する際に、利害関係者は、PIR の間に検討を要すると考えた事項についても述べた。それらの事項の大半は3つのカテゴリーにグループ分けされる。

識別された新しい事項

PIR のフェーズ 1 の間に我々が話を聞いた利害関係者のほぼ全員が、開示の有用性について述べた。 多くの財務諸表利用者が、公正価値に関する開示は重要であるが、財務諸表において提供されている 開示の多くはありきたりで、情報の有用性を低下させていると述べた。ほとんどの作成者は、レベル 3 の公正価値測定についての開示要求の一部は負担が大きく、企業の事業管理を反映していないと述べた。特に、多くの作成者が、開示が集約されて複数の資産又は負債を対象としている場合に、開示が有用なのかどうかを疑問視した。

⁵ 当審議会に 2017 年 1 月の会議で提示されたアジェンダ・ペーパー7D は、学術研究の調査の範囲について検討して おり、下記の会議ページで見ることができる。

http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-January-2017.aspx

⁶ 当審議会に 2017 年 1 月の会議で提示されたアジェンダ・ペーパー7C は、PIR のフェーズ 1 でのアウトリーチの間に識別された主要な事項を要約している。このアジェンダ・ペーパーは下記の会議ページで見ることができる。 http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB·Meeting-January-2017.aspx

当審議会が過去に作業を実施した事項

多くの利害関係者が、当審議会の 2014 年の公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」における測定の提案に言及した。当該提案は、一般に「 $P \times Q$ 」論点と呼ばれる論点に関するものである。多くの利害関係者が、当審議会がこのトピックをさらに検討するよう提案した。彼らの考えでは、IFRS 第 13 号は、共同支配企業及び関連会社に対する投資並びに資金生成単位の公正価値を決定する際に、企業がレベル 1 のインプットと会計単位のいずれを優先すべきであるのかに関して明確なガイダンスを示していないからである。

数名の利害関係者(特にアジア及びオセアニアの作成者及び国内会計基準設定主体)が、企業が非金融資産の公正価値を測定しようとする場合の「最有効使用」の概念の適用について当審議会がさらに検討すべきであると提案した。それらの利害関係者は、営業資産のグループの測定に最有効使用を適用することの含意について懸念していた。これらの利害関係者の経験では、最有効使用を適用し、残存価値方式を使用した場合、資産が低い金額又はゼロで測定される結果となる可能性がある。2012年と2013年に解釈指針委員会と当審議会は、同様の懸念について、生物資産を残存価値方式を用いて評価する場合にIAS第41号「農業」がIFRS第13号とどのように関連するのかについての利害関係者の質問を扱った際に議論した7。

提起されたその他の事項

数名の利害関係者が、企業が IFRS 第 13 号で要求されている判断の一部をどのように適用するのかを当審議会がさらに検討すべきだと述べた。これらの利害関係者は、企業が IFRS 第 13 号を適用する際に、どのような場合に市場が「活発」なのかの判定及びどのような場合に観察可能でないインプットが「重大」なのかの確定について課題に直面する場合があると報告した。

数名の(特に新興市場からの)利害関係者が、市場が活発でない場合や市場が存在しない場合には、 公正価値を算定することが困難であると述べた。頻繁に言及された事例の中には、生物資産(特に果 実生成型植物の上で生育する生産物)の公正価値測定及び相場価格がない資本性金融商品の公正価値 測定などが含まれていた。

_

⁷ この議論からの IASB Update は、下記で見ることができる。 http://media.ifrs.org/2013/IASB/May/IASB-Update-May-2013.html

本情報要請(RFI)の焦点

当審議会は、PIRの次のフェーズの焦点を、利害関係者がフェーズ1の間にさらに検討を要するものとして識別した領域に置くことを決定している。焦点領域とそれぞれについての追加的な評価の目的を下記の表に示している。

IFRS 第 13 号 PIR のフェーズ 2 の間に さらに評価すべき領域	追加的な評価の目的
公正価値測定に関する開示	公正価値測定開示の有用性についての利用者と作成者の双方の観点について、より深い理解を得ること
レベル1のインプット又は会計単位の優 先付け	現行の実務とともにこの論点の範囲と影響をさらに評価すること
非金融資産の公正価値を測定する際の 最有効使用の概念の適用	この概念を適用する際の課題をより適切に理解し、それがどのくらい一般的であるのか及び追加的な支援が有用となり得るかどうかを評価すること
特定の領域での判断の適用	特定の領域において判断を適用する際の課題及び追加 的な支援が有用となり得るかどうかを評価すること

さらに、この RFI は、生物資産及び相場価格がない資本性金融商品の公正価値の測定に関して、教育マテリアルなどの追加的なガイダンスの必要があるかどうかも検討している。

本協議と今後のステップ

本協議はPIRのフェーズ2を開始するものである。このRFIには、各焦点領域における質問が、IFRS 第13号の影響についての全般的な質問とともに含まれている。IFRS 財団の他の協議活動の場合と同様、プロセスは公開されており、受け取ったすべての回答書は当審議会のウェブサイトで公表される。

フェーズ2の間に、我々は受け取った回答書を他の活動を通じて収集した情報(例えば、アウトリーチや IFRS 第 13 号の適用が財務報告に与えた影響に関する学術文献のレビューからの情報)とともに検討する予定である。

我々は、発見事項を報告書及びフィードバック・ステートメントにおいて提示する予定である。当該 ステートメントは、当審議会がレビューの結果として採用する予定のステップ(もしあれば)を示す 予定である。

発見事項の性質に応じて、当審議会は次のいずれかを決定する可能性がある。

- 追加的なステップを行わない。
- IFRS 第13号の適用のモニタリングを継続する(例えば、PIRの結果が決定的でない場合)。
- IFRS 第13号の適用の1つ又は複数の具体的な側面について、教育マテリアルなどの追加的なガイダンスを開発するか又は開発を促進する。
- PIR で識別された問題点に対処するために IFRS 第 13 号を改訂する。当審議会は、基準設定に関するいかなる回答(年次改善又は狭い範囲の修正から、会計処理又は開示の要求事項を変更するための基準レベルのプロジェクトまで)も、当審議会の通常のデュー・プロセスを適用して、アジェンダ設定プロセスの一部として議論することになる。

情報要請

国際会計基準審議会(当審議会)は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の使用の経験についての情報を求めている。

情報は、財務諸表の例示又は他の証拠からの裏付けがある場合に、非常に有用である。

回答者は、経験に照らして、関連性のある質問の全部または一部に回答することができる。また、IFRS 第13号のレビューに関連性があると考える追加的な事項について情報を提供することもできる。

2017 年 9 月 22 日までに受け取ったすべての回答提出が考慮される。受け取った回答の評価は、情報を提供した回答の件数に基づいてではなく、提供された情報及び証拠に基づいて行う予定である。

1. 回答者の経歴及び経験

回答者の財務報告に関する役割がどのようなものか及び公正価値の測定に関する回答者の経験がどのようなものであるのかを知った方が、我々は回答者の提供する情報が理解しやすくなる。

回答者が IFRS 基準が採用されていないか又は認められていない環境で働いている場合でも、インプットは依然として有用である。しかし、回答者の情報をその文脈において評価できるように回答者がどの会計原則について経験を有しているのかを知りたいと考えている。

質問 1A — 回答者の経歴

下記について回答をいただきたい。

- (a) 公正価値測定に関しての回答者の主な役割。例えば、財務諸表作成者、監査人、評価専門家、 財務諸表利用者、規制機関、基準設定主体、研究者、会計専門家団体のいずれなのか。財務諸 表利用者である場合には、どのような種類の利用者なのか(例えば、バイサイドのアナリスト、 セルサイドのアナリスト、信用格付けのアナリスト、債権者・融資者、資産又はポートフォリ オの管理者)
- (b) 回答者の主な法域及び業種。財務諸表利用者である場合には、どの地域及び業種をフォロー又は投資の対象としているのか。

質問 1B — 回答者の経験

下記の項目の公正価値での測定に関しての回答者の経験はどのくらい広いか(処分コスト控除後の 公正価値に基づく回収可能価額の測定を含む)

項目の種類	公正価値測定についての経験の程度		
	少ない	いくらか	多い
有形固定資産			
無形資産(のれんを含む)			
投資不動産			
生物資産			
子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資			
金融商品			
その他(具体的に示していただきたい)			

2. 公正価値測定の開示

当審議会が IFRS 第 13 号を開発した際の目的の 1 つは、公正価値測定に関する開示を拡充し調和化させることであった。IFRS 第 13 号における開示要求の目的は、財務諸表利用者に、公正価値測定を行う上で使用した評価技法及びインプットに関する情報と、重大な観察可能でないインプットを使用した公正価値測定が所定の期間の純損益又はその他の包括利益にどのように影響を与えたのかに関する情報を提供することである8。

IFRS 第 13 号は、公正価値測定を、測定に使用したインプットの種類に応じて、公正価値測定ヒエラルキーの 3 つのレベルのうちの 1 つに区分することを企業に要求している9。当該基準の開発中に、利用者は当審議会に、レベル 3 の公正価値測定についてレベル 1 及びレベル 2 に要求されている情報よりも多くの情報を提供するよう作成者に要求することを求めた10。以下は、レベル 3 の公正価値測定について開示することが要求されている主な情報である11。

- 評価技法において使用した重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報
- 期首残高から期末残高への調整表
- 企業が使用した評価プロセスの記述
- 重大な観察可能でないインプットの変動に対する感応度 すべての公正価値測定についての 説明的記述及び公正価値で測定する金融商品についての定量的分析

付録 1「IFRS 第 13 号『公正価値測定』に関する背景及び当該基準から生じた主要な変更」は、IFRS 第 13 号で開示することが要求されているすべての情報の概要を示している。

PIR のフェーズ 1 の間に、利用者はレベル 3 の公正価値測定に関する情報が重要であることを確認した。しかし、彼ら及び他の利害関係者は、レベル 3 の公正価値測定に関する開示についての IFRS 第 13 号の要求事項に準拠するために開示される情報の有用性を疑問視した。利害関係者は、下記の要因がそうした開示の有用性を損なっていると指摘した。

- 多様な基礎となる金融商品についての開示の集約
- ありきたりな情報の開示

付録 2^{\lceil} IFRS 第 13 号が企業に開示を要求している情報について PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバックの要約」は、これらの開示要求について受け取ったフィードバックの一層の詳細を示している。

このRFIにおいて、当審議会は、公正価値測定の開示(特にレベル3の資産及び負債に関して)の有用性に関する利害関係者の視点についてより深い理解を得るのに役立つ情報を求めている。

⁸ IFRS 第 13 号の結論の根拠の BC187 項参照。

⁹ 公正価値測定とエラルキーは、同一の資産又は負債についての活発な市場における (無調整の) 相場価格 (レベル 1 のインプット) に最も高い優先順位、重大な観察可能でないインプット (レベル 3 のインプット) に最も低い優先順位を与えている。

¹⁰ IFRS 第 13 号の BC187 項参照。

¹¹ IFRS 第 13 号は、情報を資産及び負債のクラス別に開示することを要求しており、適切なクラスを決定する方法 についてガイダンスを示している。

質問2 — 公正価値測定の開示

- (a) レベル3の公正価値測定に関して提供されている情報はどのくらい有用と考えているか。どのような具体的情報が有用なのか及びその理由についてコメントをいただきたい。
- (b) レベル3の公正価値測定についての回答者の経験において、
 - (i) 集約とありきたりの開示が、結果としての情報の有用性にどのように影響を与えているか。回答を説明する例を示していただきたい。
 - (ii) 情報の有用性に影響を与える他の要因 (IFRS の要求事項の中でも外でも) を承知しているか。回答を説明する例を示していただきたい。
 - (iii) そのような要因が提供される情報の有用性を低下させることを防ぐ方法について提案があるか。
- (c) レベル3の公正価値測定の開示のうちどれが最も作成にコストが掛かるか。説明していただきたい。
- (d) 回答者が有用と考える公正価値測定に関する情報の中で、IFRS 第 13 号が企業に開示を要求していないものがあるか。ある場合には、それがどのような情報なのか及びそれを有用と考える理由を説明していただきたい。そうした情報の開示の例を示していただきたい。

3. レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け

IFRS 第13号は下記のことを要求している。

- (a) 資産若しくは負債、又は資産ないし負債のグループの公正価値測定が、測定しようとしている項目についての会計単位(例えば、金融商品、資金生成単位又は事業)を考慮に入れること。会計単位自体は、他のIFRS 基準を適用して決定される12。
- (b) 企業が、資産又は負債の取引において市場参加者が考慮に入れるであろう当該資産又は負債の特性と整合するインプットを選択すること¹³。
- (c) レベル 1 のインプットは、当該インプットが利用可能である場合は常に、公正価値を測定するために調整を行わずに使用すべきであること 14 。

IFRS 第 13 号の発効後に、一部の利害関係者が、レベル 1 のインプットは存在するものの、それが会計単位に対応していない場合に、公正価値を測定する方法に関して疑問を提起した。それらの利害関係者は、測定値を決定する際に、レベル 1 のインプットの使用と会計単位のいずれを優先すべきかを質問した。

当審議会は、これらの要求事項のいずれを優先すべきなのかを明確化しようとしてきた。2014 年 9 月に、当審議会は公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(2014 年公開草案)において、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会

_

¹² IFRS 第 13 号の第 13 項及び第 14 項参照

¹³ IFRS 第 13 号の第 69 項参照

¹⁴ IFRS 第 13 号の第 77 項及び第 80 項参照

計単位は当該投資全体であると提案した 15 。この 2014 年公開草案において、当審議会は、企業の投資を構成する個々の金融商品についての相場価格 (P) と金融商品の数量 (Q) との積、すなわち $P \times Q$ を、下記を測定する上で無調整で使用することも提案した。

- (a) 投資が活発な市場での相場価格を有している場合の、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資の公正価値
- (b) 資金生成単位が活発な市場での相場価格のある企業に対応している場合の、処分コスト控除後の 公正価値に基づく資金生成単位の回収可能価額

2014 年公開草案に対する多くのコメント提出者は、会計単位は投資全体であるという提案に同意したが、 $P\times Q$ に基づく測定の提案には反対した。彼らの意見では、目的適合性のない測定を生じるからである。これと対照的に、2014 年公開草案に回答した財務諸表利用者の多くは、 $P\times Q$ に基づく測定を選好した。彼らの意見では、そのような測定は客観的で検証可能だからである。

付録 3「レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付けに関して当審議会が行った過去の作業」は、この領域における当審議会の作業を記述し、受け取ったフィードバックの要約を示している。PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバックは、このトピックに関しての過去の作業の間に受け取ったコメントと整合的であった。

当審議会は、この RFI を通じて、この領域ですでに行った作業を補足するための追加的な情報を求めている。

質問3 ― レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け

- (a) 下記のことを評価するのに役立てるため、回答者の経験を共有していただきたい。
 - (i) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資、並びに相場価格のある 資金生成単位が公正価値で測定されることは、どのくらい一般的か(コメントの裏付けと なる例を示されたい)。
 - (ii) P×Qのみに基づいて測定した公正価値の金額(Pが個々の金融商品についての相場価格、Qが保有している金融商品の数量である場合)と、他の評価技法を用いて測定した公正価値の金額との間に重要性のある差異があるかどうか。例があれば示していただきたい(差異に関する定量的情報や差異の理由を含む)。
 - (iii) 異なる測定の間に重要性のある差異がある場合には、実務においていずれの技法が使用されているか、また、その理由は何か。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は投資の種類に関するものかどうかを示していただきたい。

(b) 当審議会は過去にこの領域で作業を行っている (付録3参照)。この領域に関して当審議会が 考慮すべきだと回答者が考えることが他に何かあるか。

4. 非金融資産についての最有効使用の適用

 $\underline{http://www.ifrs.org/Current-Projects/FVM-unit-of-account/Exposure-Draft-September-2014/Documents/Exposure-Draft-Measuring-Quoted-Investments-September-2014.pdf}$

¹⁵ この公開草案は下記で見ることができる。

IFRS 第 13 号は、非金融資産の公正価値を測定する際に、たとえ最有効使用が当該資産の現在の用途と異なっている場合であっても、当該資産の最有効使用を考慮することを要求している¹⁶。非金融資産の最有効使用は、物理的に可能で、法的に許容され、財政的に実行可能なものでなければならない。当該基準は、非金融資産についての企業の現在の用途が当該資産の最有効使用であると推定する。ただし、市場参加者が異なる使用をすれば当該資産の価値が最大化されることが市場又は他の要因により示唆される場合は除く¹⁷。

付録 4「非金融資産に対する最有効使用の適用に関して当審議会及び IFRS 解釈指針委員会が実施した過去の作業」は、当審議会による IFRS 第 13 号の公表以後の最有効使用の適用に関する当審議会及び IFRS 解釈指針委員会の作業を記述している。

PIR のフェーズ1の間に、一部の利害関係者が、最有効使用の概念の資産グループへの適用に関して 懸念を示した。この懸念は、評価前提が、非金融資産が主として他の資産又は負債と組み合わせて使 用され、当該グループの中のどの資産の最有効使用も現在の用途ではないというものである場合に生 じる。それらの利害関係者は、グループに含まれる資産の公正価値を測定する方法が必ずしも明確で はないと述べた。さらに、これらの利害関係者によると、このような測定の結果は、残存価値方式を 使用する場合には直観に反する場合がある(例えば、グループの中の非金融資産の公正価値がゼロと いう結果となる場合がある)。利害関係者が示した最も一般的な例は、郊外の住宅地に近い土地にある 農場又は工場で、当該土地が住宅開発に使用できる場合であった。

さらに、一部の人々は、特殊化された資産(学校や政府施設など)又は企業結合で取得した資産の公正価値を測定するために最有効使用の概念を適用する際に困難が生じると報告した。

当審議会は、このRFIを通じて、最有効使用の概念の適用の課題、こうした課題の広汎性、及びそれらの課題に対処するために役立つ可能性のある支援について、より適切に理解するのに役立つ情報を求めている。

質問4 - 非金融資産についての最有効使用の概念の適用

下記のことを評価するのに役立てるため、回答者の経験を共有していただきたい。

- (a) 資産の最有効使用の評価が困難かどうか、また、その理由。回答を説明する例を示していただきたい。
- (b) 多くの資産の現在の用途が最有効使用と異なっているかどうか、また、どの具体的な状況においてその2つが異なるのか。
- (c) 最有効使用を資産グループに適用し、残存価値方式を使用する場合に、結果としての個々の資産の測定が直観に反する場合があるかどうか。あるならば、これがどのようにして生じるのか、また、どの状況においてなのかを説明していただきたい。
- (d) 最有効使用の概念の適用に関して実務の多様性があるかどうか、また、これが生じるのはどのような場合で、その理由は何か。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産の種類に関するものか示していただきたい。

¹⁶ IFRS 第 13 号は、最有効使用を「市場参加者による非金融資産の使用のうち、当該資産又は当該資産が使用される資産と負債のグループ (例えば、事業) の価値を最大化するもの」と定義している。当審議会は IFRS 第 13 号を開発した際に、金融商品には代替的用途がないため、この概念を金融商品に適用しないことを決定した。

¹⁷ このような市場要因又は他の要因が存在しない場合には、IFRS 第 13 号は、企業が非金融資産の他の潜在的な用途の網羅的な調査を行うことを要求していない。

5. 公正価値測定に要求される判断の適用

IFRS 第13号は、資産又は負債の公正価値を測定するにあたり、判断の使用を要求している。

PIR のフェーズ 1 の間に、一部の利害関係者は、これらの判断を行うことには困難があると述べた。 判断の適用に最も困難があると考えられる領域は、市場が活発かどうかの評価及びインプットが重大 な観察可能でないインプットかどうかの評価であった。

付録 5「市場が活発かどうかの評価及び観察可能でないインプットが重大かどうかの評価に関して PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバック」は、PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバックとともに、これらの項目に関する若干の背景情報を提供している。

当審議会は、このRFIを通じて、具体的な状況における判断の適用における困難及びそうした困難に対処するために有用となる可能性のある支援を評価するのに役立つ情報を求めている。

質問 5 ― 公正価値測定に要求される判断の適用

公正価値を測定する際の判断の適用における課題を評価するのに役立てるため、回答者の経験を共有していただきたい。

- (a) 資産又は負債についての市場が活発かどうかを評価することには困難が多いか。その理由又は そうでない理由は何か。
- (b) あるインプットが観察可能でなく、かつ、全体の測定に対して重大であるかどうかを評価する ことには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

回答を説明する例を示していただきたい。また、回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産又は 負債の種類に関するものか示していただきたい。

6. 教育

PIR のフェーズ 1 の間に、一部の利害関係者は、公正価値の測定は、活発でない市場の場合や市場が存在ない場合には、困難であると述べた(例えば、一部の生物資産又は相場価格のない資本性金融商品に関して)。そうした利害関係者の一部は、追加的なガイダンス(教育マテリアルなど)があれば、企業がそのような項目を公正価値で測定するのに役立つ可能性があると述べた。付録 6 「生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関して PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバック」は、このトピックについて受け取ったフィードバックの要約とともに、これらの項目に関する背景情報を提供している。

このRFIで、当審議会は、生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定に関して追加的なガイダンス(教育マテリアルなど)の必要性があるかどうかを検討することを目的としている。

質問 6A ― 生物資産の公正価値測定に関する教育

生物資産の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

- (a) 測定において困難な側面はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。回答を説明する例を 示していただきたい。
- (b) IFRS 第 13 号を適用する際に、どのような追加的な支援が有用となるか(もしあれば)。それ はどの領域においてか。

質問 6B — 相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関する教育

相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

- (a) 2012 年に、IFRS 財団の教育イニシアティブが、「IFRS 第 9 号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」を公表した。この教育マテリアルを利用したことがあるか。ある場合、この資料は、相場価格のない資本性金融商品の公正価値を測定するためにどのように役立ったか。
- (b) 「IFRS 第9号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」で扱われていない疑問点があるか。追加的な支援が要求事項を適用する上で有用となると考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。回答を説明する例を示していただきたい。

7. 影響及びコンバージェンス

当審議会が IFRS 第 13 号を 2011 年に公表したのは、単一の基準における統一的な枠組み、公正価値 測定に関する要求事項及び開示が、財務諸表の比較可能性を改善し、実務の不統一を削減し、財務報 告を単純化するためであった。要求事項は米国会計基準 (US GAAP) とおおむねコンバージェンス している¹⁸。当審議会は、US GAAP と IFRS 基準における公正価値測定の首尾一貫性の増進及び公 正価値測定に関する首尾一貫した開示が、財務諸表利用者にとっての情報の有用性を増大させるであ ろうと考えた。

質問7 ― 影響及びコンバージェンス

- (a) IFRS 第 13 号の全体的な影響についての回答者の経験を共有していただきたい。
 - (i) IFRS 第 13 号は、利用者が将来キャッシュ・フローを評価する能力にどのような影響を与えたか。回答者が財務諸表利用者の場合には、企業が公正価値測定に関して提供する情報をどのように使用しているか、及びその測定に回答者が加えている調整の例を示していただきたい。
 - (ii) IFRS 第 13 号は、個々の企業の異なる報告期間及び同じ報告期間における異なる企業間での公正価値測定の比較可能性にどのような影響を与えたか。
 - (iii) IFRS 第 13 号は、コンプライアンスのためのコストにどのような影響を与えたか。具体的には、IFRS 第 13 号のいずれかの領域の適用が利害関係者に相当のコストを生じさせたか、また、その理由は何か。
- (b) IFRS 第 13 号の要求事項が US GAAP とコンバージェンスされていることによって、回答者 がどのような影響を受けているのかについてコメントをいただきたい。また、そのコンバージェンスを維持することがどのくらい重要なのかについてコメントをいただきたい。

¹⁸ 当審議会の2017年1月の会議で議論された公正価値ガイダンスのコンバージェンスに関するアジェンダ・ペーパー7Bは、下記の1月会議のページで見ることができる。

http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-January-2017.aspx

8. その他の事項

当審議会は、回答者が関連性があると考えている事項でこの RFI の他の質問で扱われていないものについても聞きたいと考えている。

質問8 — その他の事項

当審議会は、IFRS 第 13 号の PIR を行うにあたり、他の事項について承知しておくべきか。その場合、その理由を説明し、回答を説明する例を示していただきたい。

RFI に対する回答

当審議会は、この RFI に対する回答を 2017 年 9 月 22 日まで募集する。

回答の送付は、我々の 'Open for comment' のページ (go.ifrs.org/comment) を使用してインターネットを通じて行うことができる (推奨)。

あるいは、当方の住所(IFRS Foundation, 30 Cannon Street. London EC4M 6XH, United Kingdom) への郵送又は commentletters@ifrs.org への電子メールでも送付できる。

すべての回答は公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

常に最新情報を

我々のプロジェクト・ページには、PIR に関する最新情報が掲載される。go.ifrs.org/PIR-IFRS-13 をご覧いただきたい。

付 録

付録 1 — IFRS 第 13 号「公正価値測定」の背景と当該基準から生じた主要な変更

本プロジェクトの経緯及び目的

公正価値測定プロジェクト(本プロジェクト)は、2005年9月に国際会計基準審議会(当審議会)のアジェンダに追加された。公正価値測定が、IFRS 基準が不整合なガイダンスを提供している領域として識別されたためである。その不整合は実務の不統一の原因となり、財務諸表の比較可能性を低下させていた。本プロジェクトの目的は、公正価値を定義し、公正価値の測定に関する枠組みを確立し、公正価値測定に関する開示を要求することであった。

米国の国内基準設定主体である財務会計基準審議会 (FASB) は、公正価値測定に関するプロジェクトを 2003 年 6 月に開始した。2006 年 9 月に、FASB は SFAS 第 157 号「公正価値測定」(現在は、トピック 820「公正価値測定」に組み込まれている)を公表した。

2009 年 5 月に、当審議会は公開草案「公正価値測定」を公表した。寄せられた最も一般的なコメントは、当審議会と FASB がコンバージェンスした公正価値測定及び開示の要求事項を開発するために一緒に作業すべきであるというものであった。当審議会と FASB (両審議会) は、2009 年に覚書に基づいて一緒に作業することに合意した。

共同の審議の結果、2010年6月に、

- (a) FASB は、会計基準更新書案「公正価値測定及び開示(トピック 820): US GAAP と IFRS における共通の公正価値測定及び開示に関する要求事項のための修正」を公表した。
- (b) 当審議会は、公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性の分析の開示」を公表した。

当審議会の 2010 年 6 月の公開草案は、測定の不確実性の分析(すなわち、測定日現在で合理的な見積りとなる可能性のあった出口価格の範囲)の開示を提案していた。この公開草案に対して寄せられたフィードバックに対応して、当審議会は、定量的な測定の不確実性の分析の開示を要求する前に、追加的な分析を行う必要があると決定した。このため、この要求は最終基準には含まれなかった。当審議会は、当該基準が公表されて以降、このトピックについての追加的な分析は行っていない。

2011 年 5 月に、両審議会はコンバージェンスした基準(IFRS 第 13 号と修正トピック 820)を公表した。IFRS 第 13 号は 2013 年 1 月 1 日に発効した¹⁹。

これらの基準の公表以後、両審議会は、当初の要求事項の拡充又は明確化のための軽微な修正を公表しているが、要求事項の大幅な修正はしていない。したがって、当該基準の公表以後の両審議会の作業は、2011年に達成されたコンバージェンスの水準に大きな影響を与えていない²⁰。

¹⁹ トピック820における修正は、公開会社については2011年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次期間、非公開企業については2011年12月15日より後に開始する年次期間について発効した。

²⁰ 当審議会の 2017 年 1 月の会議で議論されたアジェンダ・ペーパー7B は、US GAAP とのコンバージェンスに関する詳細を示しており、下記の 1 月会議のページで見ることができる。

http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-January-2017.aspx

IFRS 第 13 号から生じた変更

IFRS 第13号は下記を導入した。

- (a) 公正価値の次のような改訂された定義
 - (i) 出口価格としての公正価値に関する明確化を提供
 - (ii) 公正価値は市場を基礎とした測定であり、企業固有の測定ではない旨をより明確に伝達
 - (iii) 公正価値は測定日現在で測定される旨を明記
- (b) 公正価値の枠組みにおける主要な概念の定義。この枠組みは、仮想的な秩序ある取引が行われる ことを仮定している。その枠組みに含まれる一部の概念は、市場参加者、秩序ある取引、主要な 市場と最も有利な市場である。
- (c) 非金融資産の公正価値測定における最有効使用の概念の適用
- (d) 負債の公正価値は不履行リスクの影響を反映するという要求
- (e) 公正価値ヒエラルキー(すなわち、レベル1、レベル2及びレベル3のインプット)
- (f) 公正価値の測定のために使用すべき評価技法に関するガイダンス
- (g) ポートフォリオの例外。IFRS 第13号は、企業が市場リスク又は相手方の信用リスクが相殺しあうポジションの影響を考慮するという明示的な要求事項を設けている。
- (h) 資産又は負債についての活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定に関するガイダンス
- (i) 公正価値測定に関する情報を開示する要求の拡充及び調和化

IFRS 基準における IFRS 第 13 号の測定及び開示の要求事項の使用				
IFRS 基準	公正価値をどのように 使用しているか	IFRS 第 13 号の測定 が適用されるか	IFRS 第 13 号の開示 が適用されるか	
IFRS 第 3 号「企業結合」	要求 (一部例外あり)	Yes	No	
IFRS 第 5 号「売却目的で 保有する非流動資産及び非 継続事業」	閾値 (売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額よりも低い場合に要求)	Yes	Yes	
IFRS 第 9 号「金融商品」	要求 (事業モデル及び金融商品に応じて)	Yes	Yes ^(a)	
IAS 第 16 号「有形固定資産」	任意 (会計方針の選択)	Yes	Yes	
IAS 第 19 号「従業員給付」	要求 (年金制度資産についてのみ)	Yes	No	
IAS 第 36 号「資産の減損」	閾値 (処分コスト控除後 の公正価値が帳簿価額 よりも低く、使用価値よ りも高い場合に要求)	Yes	No	
IAS 第 38 号「無形資産」	任意 (会計方針の選択)	Yes ^(b)	Yes	
IAS 第 40 号「投資不動産」	任意 (会計方針の選択)	Yes	Yes ^(a)	
IAS 第 41 号「農業」	要求 (ほとんどの生物資産については、売却コスト控除後の公正価値)	Yes	Yes	

⁽a) 公正価値測定の開示は、測定基礎が償却原価 (IFRS 第 9 号) 又は取得原価 (IAS 第 40 号) である場合であっても要求される。

⁽b) 無形資産が公正価値で測定される場合には、IAS 第 38 号はそれらの公正価値を活発な市場を参照して決定することを要求している。

IFRS 第 13 号が企業に開示を要求している情報									
情報		公正価値で測定する項目				公正価値で測定せず、公正価値			
	経常的 ^(a) 非経常的 ^(b)		を開示する項目						
	L1	L2	L3	L1	L2	L3	L1	L2	L3
報告期間の末日現在の公正価値	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х
当該測定の理由				Х	Х	Х			
公正価値ヒエラルキーの中でのレベル	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х
ヒエラルキーにおけるレベル間の振替	Х	Х	Х						
どのような場合にヒエラルキーのレベル 間の振替が生じているのかの決定に関す る方針	Х	Х	Х						
使用した評価技法及びインプットの記述		Х	Х		Х	Х		Х	Х
評価技法の変更及びその理由		Х	Х		Х	Х		Х	Х
重大な観察可能でないインプットに関す る定量的情報			Х			Х			
期首残高から期末残高への調整表(振替に ついての情報を含む)			Х						
純損益に認識した未実現利得・損失			Х						
評価のプロセス及び方針の記述			Х			Х			
観察可能でないインプットの変化に対す る感応度(説明的記述)			Х						
合理的に考え得る仮定の変更に対する感 応度(定量的、金融商品のみ)			Х						
最有効使用が現在の用途と異なる場合の 理由 (非金融資産のみ)	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х	Х
IFRS 第13号の第48項のポートフォリオの例外が適用される場合(金融商品のみ)	Х	Х	Х						

⁽a) 経常的項目 — IFRS 基準が、各報告期間の末日現在の財政状態計算書における公正価値測定を 要求しているか又は許容している。

⁽b) 非経常的項目 — IFRS 基準が、特定の状況において財政状態計算書における公正価値測定を要求しているか又は許容している。

付録 2 — IFRS 第 13 号が企業に開示を要求している情報について PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバックの要約

IFRS 第 13 号で開示が要求されている情報について適用後レビュー (PIR) のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバックは、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定が焦点となっていた。下記の表は、これらの公正価値測定に関して寄せられたフィードバックの要約を示している。

レベル3の測定 説明 PIR のフェーズ 1 の間のフィー ドバック 経常的な測定について、観察可しこの要求は、重大な観察可能で 一部の利害関係者は、実務にお 能でないインプットが異なる金 ないインプットの変化が公正価 いて識別される合理的に考え得 額に変化すると著しく高いか又 値測定に与える方向面での影響 る代替的な仮定の範囲の適切性 は低い測定を生じる場合には、 に関する情報を利用者に提供す を疑問視し、提供される情報が 当該変動に対する測定の感応度 有用でないことが多いと指摘し ることを意図したものである の説明的記述。それらのインプ (IFRS 第 13 号に関する結論の た。一部の作成者は、この開示 ットと公正価値測定に使用した 要求は作成の負担が大きく、彼 根拠の BC207 項)。 他の観察可能でないインプット らが事業を管理している方法を との間に相互関係がある場合に 反映していないと述べ、結果と は、企業はその相互関係の記述 しての情報の目的適合性を疑問 を提供することを要求される 視した。 (第 93 項(h)(i))。 数名の利用者は、考え得る値の 範囲を示し、仮定の相互依存性 金融商品の経常的測定につい て、合理的に考え得る代替的な を反映することによって、この 仮定を反映した定量的な感応度 開示をさらに進めることを望む 分析 (第 93 項(h)(ii)) と述べた。同様の提案は当審議 会が IFRS 第13号の開発中に検 討した。付録 1 及び IFRS13 号 に関する結論の根拠の BC205 項から BC208 項参照。 フィードバックは、全体として、 すべての測定について、測定に この要求は、利用者が個々のイ 使用した重大な観察可能でない ンプットに関しての企業の見方 有用な情報を提供することの困 インプットに関する定量的情報 が利用者自身の見方と異なるの 難さを反映していた。 (第 93 項(d)) かどうかを評価できるように し、異なる場合に、企業の測定 を利用者の意思決定に織り込む 方法を決定できるようにするこ とを意図したものである。また、 この開示は、使用したインプッ トの一定期間にわたる比較と、 類似したレベル 3 の資産及び負 債を有する企業間の比較を容易 にするはずである。

	T	
レベル 3 の測定	説明	PIR のフェーズ 1 の間のフィー
		ドバック
経常的な測定について、期首残	この要求は、利用者が企業の報	一部の作成者は、調整表の作成
高から期末残高への調整表(特	告する稼得利益の質を評価する	は煩雑な手作業であると述べて
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		きた。さらに、彼らはそれによ
に、純損益に認識した未実現損	能力を向上させることを意図し	_ , ,
益に起因する当期中の変動を区	たものである。	る情報を内部的に事業又はリス
分して開示) (第 93 項(e))	 従来、多くの IFRS 基準がこの	クの管理のために使用していな
	要求を何らかの方法で記載して	い。それらの利害関係者は、調
	いた。しかし、IFRS第13号の	整表の財務諸表利用者にとって
	開発中に、当審議会は、米国会	の有用性を疑問視した。
	計基準のトピック 820 と用語法	 一部の利害関係者は、実現損益
	を合わせるため、「実現した」及	及び未実現損益の意味に疑問を
	び「未実現の」という用語を調	示した。他の一部の人々は、未
	整表の開示において使用するこ	実現損益をヒエラルキーのすべ
	とを決定した。当審議会は、未	てのレベルについて開示すべき
	実現を「当報告期間の末日現在	なのかと考え、一部の法域では
	で保有している資産及び負債に	この用語は分配可能な配当に関
	起因する利得又は損失」と同等	連する法的な含意を有すると指
	のものと考えている。IFRS 第	摘した。
	13 号に関する結論の根拠の	 一部の利害関係者は、特に金融
	BC198 項参照。	
		商品の文脈で、実現に関する情報の日的済み性な経界制力を
		報の目的適合性を疑問視した
		(彼らは、金融商品の流動性の
		方が、それが実際に売却又は実
		現されたのかどうかよりも重要

この表の中の項目のほか、この PIR のフェーズ 1 の間に、一部の利害関係者が、財政状態計算書において公正価値で測定されない一部の資産及び負債に係る公正価値に関して提供される開示 (IFRS 第 13 号の第 97 項) の質についてコメントした。それらの利害関係者は、開示される公正価値測定の質は、財政状態計算書において認識される公正価値測定の質よりも低いと認識されていると述べた。この懸念は、質を改善する方法ひいては提供される情報の有用性に関して疑問を提起するものである。

だと見ていた)。

付録3 ― レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付けに関して当審議会が実施した過去の作業

2014 年 9 月に、当審議会は公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある 投資の公正価値での測定」(2014年公開草案)を公表した。下記の表は、当該公開草案における主要 な提案及びフィードバックの要約を示している²¹。

2014 年公開草案での提案	フィードバックの要約	
子会社、共同支配企業及び関連 会社に対する投資について、会 計単位は、当該投資全体であり、 これらの投資に含まれている 個々の金融商品ではない。	多くのコメント提出者が、これらの投資についての会計単位は これらの投資に含まれている個々の金融商品ではなく当該投資 全体とすべきであるという見解を支持した。	
活発な市場における相場価格が ある場合の子会社、共同支配企 業及び関連会社に対する投資の	多くのコメント提出者がこの提案に反対し、下記のような見解 を述べた。	
公正価値測定は、調整せずに、 相場価格 (P) に、保有している 金融商品の数量(Q)を乗じた積、	(a) 提案された測定と会計単位を投資全体とすることとの間に整合性の欠如がある(彼らの見解では、その会計単位についてのレベル1のインプットはない)。	
すなわち、 $P \times Q$ とすべきである。	(b) 提案された測定は、投資の特徴(例えば、重要な影響力を行使する能力)を反映していないので、目的適合性のある情報を提供しない可能性がある。	
	(c) この測定の提案は、相場価格のある投資と相場価格のない投資の公正価値での測定の間の不整合につながる。	
	(d) この測定の提案は、取得価格にプレミアム又はディスカウントが含まれている場合に、初日の利得又は損失を生じさせる。	
	しかし、フィードバックを提供した財務諸表利用者の多くは、この提案に同意し、測定は客観的で検証可能な情報を提供すべきだと指摘した。彼らは、P×Qの方が、これと異なる評価技法に基づく測定よりも、この目的をよりよく満たすと考えた。	

_

 $^{^{21}}$ 当審議会は、2014 年公開草案に対して受け取ったコメントレターを2015 年 3 月の会議で検討した。その会議で議論されたアジェンダ・ペーパーは、下記の会議ページで見ることができる。

http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-March-2015.aspx

2014 年公開草案での提案

減損テストについて、場合によっては、資金生成単位(CGU)の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値に基づいていて、CGUに活発な市場での相場価格がある。2014年公開草案は、相場価格のある CGU については、調整せずに、処分コスト控除後の公正価値は P×Q に基づいて測定すべきであると提案していた。

フィードバックの要約

多くのコメント提出者が、相場価格のある CGU の公正価値測定は相場価格のある投資の公正価値測定と合わせるべきであると提案したが、 $P \times Q$ が最も適切な測定をもたらすとは考えていなかった。理由は次のとおりである。

- (a) CGU は、相場価格のある企業と正確に対応するものではなく、それと同一であることは稀である。
- (b) 提案された測定は、会計単位(すなわち、CGU)と一致しない。
- (c) 彼らは、減損を検討しようとしている CGU の集合的な資産 とは質的に異なる個々の金融商品の価値に基づいて減損損 失を認識することは適切ではないと考えていた。
- (d) 彼らは、この測定の提案は、処分コスト控除後の公正価値に 基づいて回収可能価額を測定する際に、相場価格のある CGU とない CGU との間の不整合を生じさせる可能性があ ると考えていた。
- (e) この測定の提案は、US GAAP の ASC トピック 350 無 形資産、のれん及びその他(セクション 350-20-35)と不整 合である。

2015 年 7 月の会議で、当審議会はこのトピックをさらにリサーチすることを決定した。下記の各段落は、主要な活動及びリサーチ作業の間に寄せられたフィードバックの要約を列挙している²²。

2014年公開草案の後のリサーチ

公正価値で測定する相場価格のある投資を保有している企業の母集団の評価

この評価は下記に焦点を当てた。

- (a) 相場価格のある子会社に対する投資を有する投資企業。こうした投資は公正価値で測定すること が要求されている。
- (b) ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業 で、相場価格のある共同支配企業又は関連会社に対する投資を有するもの。こうした投資は公正 価値で測定することが許容されている。
- (c) 投資企業ではない企業で、相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を有するもの。こうした投資は、投資企業ではない企業の個別財務諸表において公正価値で測定する

http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-November-2015.aspx http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-January-2016.aspx

²² 当審議会は、そのリサーチ作業について 2015 年 11 月と 2016 年 1 月の会議で議論した。対応するアジェンダ・ペーパーは下記の会議ページで見ることができる。

ことが許容されている。

この評価の結論は、2014年公開草案で提案した要求事項が影響を与えるのは限定的な数の企業のみであり、主として投資企業であるということであった。

この評価は下記については考慮しなかった。

- (a) IFRS 第3号「企業結合」に従って測定される、段階的に達成された企業結合において従来保有 していた相場価格のある資本性投資及び相場価格のある非支配持分
- (b) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続企業」の範囲に含まれる相場価格のある投資
- (c) 支配の喪失後に保持され、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に従って会計処理される相場価格のある投資
- (d) 回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定される相場価格のある CGU

アウトリーチ

多くの利害関係者が、2014年公開草案に対して行ったフィードバックを繰り返した。当審議会は下記のことも学んだ。

- (a) 評価の専門家は通常、相場価格のある投資の公正価値又は相場価格のある CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額を測定する際に、合理性をチェックするために $P \times Q$ を使用している。 $P \times Q$ は、主要な又は唯一の測定としては必ずしも使用されていない。
- (b) 多くの財務諸表利用者は、相場価格のある投資及び相場価格のある CGU に関して $P \times Q$ を適用した測定を一般的に選好していた。この測定の方が検証可能性と客観性が高いと考えたからであり、目的適合性が高いと考えたからではない。これらの利用者にとって、 $P \times Q$ での測定は、投資の基本的な価値に関する結論を導き出すための客観的で検証可能な出発点であった。

文献レビュー

このレビューは、支配持分の公正価値を上場株価に基づいて測定する際に考慮すべき要因を識別した。 これには、下記のことが含まれていた (このリストは網羅的なものではない)。

- (a) 上場価格に支配の移転に対するプレミアムが含まれているかどうか。
- (b) このような支配持分の公正価値測定は、株式の上場価格に反映されていない市場性の制約を反映 すべきかどうか。
- (c) 市場参加者が合併・買収市場で支払うであろう価格は上場株価と異なるかどうか。

CGU に関して、このリサーチは、相場価格のある CGU の市場価値総額は通常、公正価値の外部的指標と考えられており、(他の評価技法を通じて) 入手した公正価値測定と比較対照し調整すべきものであると示唆していた。 リサーチの発見事項は、相場価格のある CGU の市場価値総額を決定的な公正価値測定として表示すべきかどうかを疑問視するものであった。

当審議会の結論

2016 年 1 月に、当審議会は、2014 年公開草案及びその後のリサーチからの発見事項を IFRS 第 13 号「公正価値測定」の PIR の間に検討することを決定した。

付録 4 ―非金融資産に対する最有効使用の適用に関して当審議会及び IFRS 解釈指針委員会が実施した過去の作業

2012年5月に、IFRS 解釈指針委員会(解釈指針委員会)は、IAS 第41号「農業」の第25項の適用に関する明確化を求める要望について議論した。この項は、生物資産に独立した市場がないがグループとして組み合わせた資産については活発な市場がある場合の、土地に物理的に付着した生物資産の公正価値を測定するための考え得る評価技法として残存価値方式を扱っている。

解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに取り上げないと決定し、当審議会が扱うよう提案した。 2013 年 5 月に、当審議会は、アウトリーチの結果でこの論点は幅広いものではないことが示唆されたことを指摘し、この領域で実務がどのように進展したのかに応じて、この事項を IFRS 第 13 号「公正価値測定」の PIR においてレビューのために検討することができると判断した²³。

© IFRS Foundation

²³ IASB Update は、下記で見ることができる。 http://media.ifrs.org/2013/IASB/May/IASB-Update-May-2013.html

付録 5 — 市場が活発かどうか及び観察可能でないインプットが重大かどうかの評価に関して PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバック

判断の領域	要求事項	PIR のフェーズ 1 の間のフィードバック
活発な市場	IFRS 第 13 号は、「活発な市場」を定義し、市場が活発な場合に企業が相場価格を使用することを要求している。逆に、市場が活発でない場合には、市場価格の調整を認めている。	一部の利害関係者は、市場が活発かどうかの評価は状況によっては困難であると感じており、より多くのガイダンスを要望した。要望されたガイダンスの一例は、取引の量や頻度などの要因を評価においてどのように考慮すべきかであった。 数名の利害関係者は、「P×Q」に関する論点(この情報要請の質問3)は市場が活発かどうかの評価に対してプレッシャーを加えていると述べた。
重大な観察可能でないインプット	IFRS 第 13 号は、公正価値測定は、全体の測定に対して重大な最も低いレベルのインプットと同じ公正価値ヒエラルキーのレベルにその全体を区分することを要求している。言い換えると、公正価値測定に重大な観察可能でないインプットが存在する場合、当該測定値が公正価値測定ヒエラルキーのレベル 3 に分類される結果を生じることになる。	多くの利害関係者が、公正価値ヒエラルキーの中での測定の区分の適用及び一般的理解についての懸念を指摘した。一部の利害関係者は、インプットの「観察可能性」と「重大さ」の両方を評価することは困難であると述べた。それらの利害関係者は、レベル3の測定に関する追加的な開示要求の存在は、その評価にさらにプレッシャーを加えると指摘した。

付録 6 — 生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関して PIR のフェーズ 1 の間に受け取ったフィードバック

限定的な情報しか利用可能でない場合に、企業が公正価値を測定するのを支援するため、2012年に、IFRS 財団の教育イニシアティブは、「IFRS 第 13 号に付属する設例: IFRS 第 9 号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」を公表した。この教育マテリアルは、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定に関して、最も一般的に使用される一定範囲の評価技法とともに、思考プロセスを記述している。また、このマテリアルには、情報が限定的な場合でも、相場価格のない資本性金融商品の公正価値をどのようにして測定できるのかを説明する例示も含まれている。この教育マテリアルは下記で見ることができる。

 $\underline{http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Education} \\ \underline{FVM/Documents/Education-guidance-FVM.pdf}$

PIR の第1フェーズの間に受け取ったフィードバックは、市場が活発でない場合や市場が存在しない場合には公正価値を測定することが依然として困難であることを示唆している。そのフィードバックを下記の表に要約している。

測定される項目	要求事項	PIR のフェーズ1の間のフィードバック
生物資産	IAS 第 41 号「農業」 — 生物資産(果実生成型植物を除く)は、売却コスト控除後の公正価値で測定することが要求されている。ただし、公正価値が信頼性をもって測定できない場合は除く。この要求事項は、当初認識時と各報告期間末の両方に適用される。 果実生成型植物の上に生育する生産物は、この要求の範囲に含まれる。	一部の利害関係者は、生物資産の公正価値の測定は、生物資産が市場のない未成熟の段階である場合に、特に困難であると述べた。さらに、結果又は収穫高の見積りのように、経営者が管理できない要因(天候状態など)に依存するため決定が困難なインプットがある。

測定される項目	要求事項	PIR のフェーズ1の間のフィードバック
相場価格のない資本性金融商品	相場価格のない資本性金融商品に対する投資は、下記の IFRS 基準に従って会計処理される。	一部の利害関係者は、相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定は下記 の理由で困難であると述べてきた。
	 (a) IFRS 第 9 号「金融商品」 — 公正価値で測定 (b) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 — 投資企業は、子会社に対する投資を、IFRS 第 9 号に従って、純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定することを要求されている。 	(a) 価値が容易に利用可能でない。 (b) さまざまな評価技法が利用可能であり、使用される仮定及びインプットの一部については主観性が高いと考えられている。これらの要因により、結果としての測定値が議論を呼ぶものとなっている。
	(c) IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業は、関連会社及び共同支配企業に対する投資を、IFRS第 9 号に従って FVTPL で測定することが認められている。	
	(d) IAS 第 27 号「個別財務諸表」 — 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資は、IFRS 第 9 号に従って会計処理することが許容されている。	